県立日南病院における自動販売機設置者募集要項

県立日南病院における自動販売機設置者(以下「設置者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項を御承知の上、お申し込みください。

1 公募事項及び物件

- (1) 自動販売機を設置するための病院局公用財産の賃貸借(更新なし)
- (2) 公募物件

別添公募物件説明書(以下「説明書」という。)記載のとおり。

2 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第 167条の4第1項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により宮崎県が実施する一般競争入札への参加を制限された者でないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)でないこと。
- (5) 所在又は居住について、次の地域要件を満たしていること。
 - ア 法人の場合は県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は県 内に居住し業を営んでいること。(地域要件A)
 - イ 法人の場合は県内に本店を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。(地域要件B)なお、地域要件Aを満たしている法人も応募申込みを行うことができるが、5に定める設置者の決定においては、地域要件Bを満たす法人及び個人を優先して取り扱うものとする。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する2年以上の実績を有 していること。
- (7) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金を滞納していないこと。

3 公募条件等

- (1) 貸付料等
 - ア貸付期間

貸付期間は、別添公募物件説明書記載のとおりとします。

ただし、県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者(借受者)が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ貸付料

設置者として決定した者が提示した応募価格(税抜額)に消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)相当額を加算して得た額をもって年額貸付料とします。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動した場合は、県立日南病院は変動後の税率を適用して、年額貸付料の増額を請求できるものとします。なお、年額貸付料は県立日南病院が発行する納入通知書により、県立日南病院が指定する期日までに全額納入してください。

応募価格には電気料は含みませんが、水道水を使用する場合は、水道料相当額を含むものとします。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。なお、設置者は、自動販売機の設置にあたって、電気料を算定するための子メーターを設置者の負担で設置し、貸付料とは別に、県立日南病院が算定した電気料について、県立日南病院が指定する期日までに納入してください。

工貸付面積

貸付面積は、別添公募物件説明書記載のとおりとします。また、自動販売機及び3(3)イに定める使用済容器の回収ボックスは、公募物件に示した場所に、貸付面積を超えないものを設置してください。また、必要に応じて、転倒防止対策も併せて行ってください。

才 環境配慮

自動販売機の設置にあたっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種の設置に努めてください。

(2) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を県の承諾なく第 三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、県の指示に従うこと。

オ 販売品目は、別添公募物件説明書記載のとおり(缶・ペットボトル・紙パック・ビン等の密閉式の容器入りの清涼飲料水等)とし、県内で生産された農林水産物(天然水は除く。以下「県内産」という。)を原料として加工した次に揚げる飲料(以下「県産飲料」という。)をいずれか1種類以上、取り扱うよう努めること。また、酒類の販売及び標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。なお、設置後に販売品目を変更する場合は、県立日南病院と協議を行い、その指示に従うこと。

(ア) 県内産の茶葉を100パーセント原料に使用した飲料

(イ) その他県内産の食材を原料に使用した飲料

(3) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が 行うこと。なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は毀損した ときは、設置者の負担により速やかに復旧するとともに、設置者の損害 について、県立日南病院の責めに帰することが明らかな場合を除き、県 立日南病院はその責めを負わない。また、商品の賞味期限等に注意する とともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器(缶・ペットボトル・ビン等)の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、 リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに、 関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこ と。
- エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を明記する こと。

(4) 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置者は、県立日南病院に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することができません。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は別添公募物件説明書記載のとおりとします。なお、郵送の場合は書留とし、かつ、「自動販売機設置応募申込書」と明記してください。また、申込期間内必着とします。

(2) 必要な書類(各1部)

次の書類を物件番号ごとに提出してください。

- ア 応募申込書(第1号様式)
- イ 役員等一覧(第2号様式)
- ウ 誓約書(第3号様式)
- 工 販売品目一覧(第4号様式)
- オ 設置を希望する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力が確認できるもの)
- カ 2 (3)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し(許認可等 を必要とする場合のみ。)
- キ 県税の納税証明書(県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方 法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書類)
- ク (法人)法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)
 - (個人)住民票記載事項証明書
- ケ 2(6)に係る実績を確認できる書類(様式任意)

- ※ キ及びクは、発行後3か月以内の原本に限ります。
- (3) 申込書等の書換の禁止

応募者は、一旦提出した応募申込書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

- ア 応募資格のない者が行った応募申込み
- イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み
- ウ 応募申込書等の金額、氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は 判読不能なものがある応募申込み
- エ 記名押印を欠く応募申込み及び金額を訂正した応募申込み
- オ 応募申込書等(添付書類を含む)に虚偽の記載を行った応募申込み
- カ 応募者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全 部の応募申込み
- キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの
- ク 応募に関し、県立日南病院の担当職員の指示に従わなかった者の応募 申込み
- ケ 前各号に掲げるもののほか、この「募集要項」に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み
- (5) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は、行いません。

5 設置者の決定

- (1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」 に定める資格を全て満たしている者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、県立日南病院が販売品目の内容等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、県立日南病院が定めた最低貸付料以上で、最高の価格で応募申込みを行った者を設置者とします。なお、販売品目の内容等が適当で、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより選定します。
- (3) 設置者の決定は、<u>3月18日(月)</u>頃を予定しています。設置者の決定後、 応募者に選定結果を連絡します。
- (4) 各応募者の応募価格が県立日南病院が定めた最低貸付料に達しなかった場合は、希望者から再度応募申込書を提出していただき、設置者を選定する場合があります。
- (5) 応募者数等の応募状況、設置者名及び決定価格について、ホームページ等において公表を予定していますので、あらかじめ御了承ください。

6 行政財産貸付申請の手続

- (1) 設置者に決定された方は、別途定める期日までに、次の書類を提出していただきます。
 - ア 公有財産借受申請書(病院局指定様式)
 - イ 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図
 - ウ その他参考となる書類

- (2)貸付後、設置者が自動販売機の入替えを希望する場合は、自動販売機の入替計画書(第5号様式)を提出いただき、占有面積、入替後の販売品目等について県立日南病院が適当と判断した場合には、自動販売機の入替計画受理票を設置者に交付の上、これを認めることができるものとします。
- (3) 設置者は連帯保証人を立て、(1)アの公有財産借受申請書の所定の欄に記載し、賃貸借契約書に連帯保証人の記名押印を行わなければなりません。ただし、設置者が以下のア、イにあてはまる場合は、連帯保証人の保証は不要とします。
 - ア これまでに、国又は地方公共団体の施設において、自動販売機設置の実績があったことが確認できる者
 - イ 1年度の貸付料(貸付期間が1年度に満たない場合は、1年度分に相当する額)の1.1倍に相当する金額以上の現金又は有価証券(貸付期間満了までは換金可能であるものに限る。)を担保として提供する者
- (4) 貸付料は、毎会計年度ごとに徴収するものとし、年度途中で設置者が自動販売機を撤去することとなった場合には、原則として日数計算により貸付料を返却するものとします。
- 7 設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手続きに応じなかった場合
- (2) 設置者が応募者の資格を失った場合
- 8 その他

貸付手続きに関する一切の費用については、設置者の負担とします。また、設置者の都合による契約の解除は、設置後1年を経過し、かつ、2か月前までに申し入れがあった場合には、これを認めるものとしますが、契約の解除により行う公募への参加は認めません。

9 参考

県立日南病院の職員(会計年度任用職員等を含む。)の概数は約500名、 1日当たり入院患者数は約180名、1日当たり外来患者数は約340名です。その他、お見舞いの方や関係業者等が来院します。

問合せ先

宮崎県立日南病院 医事·経営企画課 財務担当 甲斐〒887-0013

日南市木山1丁目9番5号

電話 0987-23-3111